

函館税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和29 年法律第61 号）（以下「法」という。）第19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成29年12 月1日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第63 条第1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178 号）に規定する休日及び12 月29 日から翌年の1 月3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

平成 29 年 11 月 30 日

函館税関長 牧 谷 邦 昭

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第19 条の届出 ・ 法第23 条第1 項の承認 ・ 法第61 条第1 項（法第62 条の15 において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62 条の5（法第62 条の15 において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第63 条第1 項の承認 ・ 法第66 条第1 項の承認 ・ 法第67 条の許可（別送品に限る。） 	千歳税関支署	06：00～23：15	06：00～23：15	06：00～23：15	06：00～23：15	
	上記以外の官署	08：30～17：15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第43 条の3 第1 項（法第61 条の4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第62 条の3 第1 項の承認 ・ 法第62 条の10 の承認 ・ 法第67 条の許可（法第75 条において準用する場合を含む。）（別送品を除く。） ・ 法第73 条第1 項の承認 ・ 法第102 条第1 項の交付 	全ての官署	08：30～17：15	—	—	—	